

文京区観光ビジョン策定協議会設置要綱

19文区ア第309号 平成20年2月20日決定

20文区ア第 60号 平成20年4月30日決定

(設置)

第1条 区の観光振興施策の指針となる文京区観光ビジョン（以下「観光ビジョン」という。）の策定に必要な協議を行うため、文京区観光ビジョン策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、区長の諮問により、観光ビジョンの策定に関する事項について協議し、報告する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員によって構成する。

- | | |
|---|------|
| (1) 公募による区民 | 6人以内 |
| (2) 区の区域内（以下「区内」という。）に所在する観光団体、商工団体、関係団体等が推薦する者 | 4人以内 |
| (3) 区内の事業者 | 4人以内 |
| (4) 学識経験者 | 2人以内 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から観光ビジョンの策定の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(幹事)

第7条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、区民部長並びに企画政策部企画課長、区民部経済課長及び区民部アカデミー推進課長の職にある者とする。

3 幹事は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第8条 協議会に、部会を置く。

2 部会は、協議会から指定された事項について検討し、協議会に報告する。

3 部会員は、委員のうちから会長が指名する。

4 部会の会長（以下「部会長」という。）は、部会員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。

(意見聴取)

第9条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、区民部アカデミー推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、区民部長が別に定める。

付 則（平成20年2月20日付19文区ア第309号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月30日付20文区ア第60号）

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。